

**吉川美南駅東口周辺地区事業者募集要項**  
**「第4回産業ゾーン」**

**令和8年6月**

**吉 川 市**

## 目 次

1. 募集から土地引渡しまでの流れ	1
2. 事業の趣旨	2
3. 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の概要	2
4. 募集画地の概要	2
5. 募集施設内容及び利用制限	3
6. 設計に関する要求水準等	4
7. 申込者の資格	5
8. 申込方法	5
9. 申込みに必要な書類	6
10. 優先交渉権者の決定及び申込書類の審査	8
11. 基本協定の締結等	9
12. 土地売買の条件	9
13. 土地売買契約	10
14. 保留地	11
15. 事業上の留意点	12
16. 参考	16
17. 位置図	17

## 1. 募集から土地引渡しまでの流れ

募集要項配布期間 (令和8年6月1日から令和8年8月28日まで)
質問受付期間 (令和8年7月23日、24日)
質問回答 (令和8年7月31日)
申込受付期間 (令和8年8月31日から令和8年9月4日まで)
審査 (令和8年9月頃) (事業企画提案・価格審査)
優先交渉権者決定 (令和8年9月頃)
基本協定締結
保留地 基本協定保証金20%支払い
保留地 土地売買契約締結
保留地 土地引渡し (残金支払い)
換地処分公告(令和12年度予定) (保留地 所有権移転登記)

※スケジュールは変更になる場合があります。

## 2. 事業の趣旨

吉川市（以下「市」という。）では、吉川美南駅周辺地域を複合新拠点として位置付け、平成29年度より吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業をスタートしました。

本事業では、まちづくりのコンセプトを「笑顔と緑あふれるみんなの庭～Everyone's Garden～」とし、当地区を市に住むすべての市民の庭として捉え、都市と自然の共生の中に笑顔と交流があふれ、市民一人ひとりが幸福感を感じられるまちづくりを目指しています。

そうした中、市の新たな玄関口となる当地区のシンボルとなり、地域の魅力づくりを担う事業者を募集します。

## 3. 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の概要

事業名称	越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業
施行者	吉川市
事業面積	約59.1ha
事業期間	平成29年度～令和17年度 ※事業の進捗状況によってスケジュールに変更が生じる場合があります。
計画人口	約4,500人
土地利用	商業・業務ゾーン、産業ゾーン、沿道サービスゾーン、住宅ゾーン、公園・調整池を配置する計画
インフラ	幹線道路 幅員18～20m、区画道路 幅員6～18m、 上水道、公共下水道、電気（特別高圧未整備）、都市ガス
交通	JR武蔵野線「吉川美南駅」隣接 県道越谷流山線隣接

## 4. 募集画地の概要

### (1) 募集条件

画地番号	売買面積(m <sup>2</sup> )	最低売買単価(円/m <sup>2</sup> )	最低売買価格(円)
1	1,587	140,000	222,180,000
2	1,942	145,000	281,590,000

(注1) 画地を分割して一部のみでのお申込みはできません。

(注2) 同時に募集をしている画地番号への応募も可能です。

(注3) 審査等は画地毎に実施いたします。他の画地を含めての審査はできません。

(注4) 土地引渡しによる境界杭の設置に伴い、売買面積に変更が生じた時は、申込者が提出した価格提示書の金額を上記表中の売買面積で除し、1円未満の端数を切上げた金額に変更後の面積を乗じて得た額を売買価格（1円未満切上げ）とします。あらかじめご承知おきください。

(注5) 当該募集では、複数の法人による共同申込みも可とします。共同申込みの際には、売主に対して共同して申込を行った各法人が連帯して債務を負うこととなります。あらかじめご承知おきください。

## (2) 法規制等（各画地共通）

地目(予定)	用途地域	建蔽率／容積率	準防火地域	地区計画
宅地	工業地域	60%/200%	あり	あり

※用途地域、準防火地域、地区計画についての詳細は市HPでご確認ください。

## (3) 画地に関する留意事項

今回募集する画地は、すべて保留地を予定しております。

## (4) 地区計画等

当地区は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する地区計画を令和3年1月27日付けで告示しておりますので、ご確認ください。

# 5. 募集施設内容及び利用制限

## 「工場、研究所の単独又は複合用途」

ただし、次の各号の一に該当する用途での利用はできません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項から第10項に該当する営業に関わるもの
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びそれらの構成員が利用する事務所等、反社会的行為の用に供する施設
- ③ 換金性のある遊技場その他これらに類する施設
- ④ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内建物の用に供する施設その他これらに類する施設
- ⑤ 建築基準法 別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）の「(る) 準工業地域内に建築してはならない建築物」第1号に該当する施設
- ⑥ 倉庫業倉庫や貸倉庫に該当する施設
- ⑦ 自社用物流倉庫(工場、研究所との併設は除く)

- ⑧ 畜舎
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供するもの
- ⑩ レディーミクストコンクリートの製造を営む工業
- ⑪ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの
- ⑫ 住宅、共同住宅
- ⑬ 前各号に附帯する施設等
- ⑭ 他の画地を含めた建物計画であっても①～⑬の用途での利用はできません。

## 6. 設計に関する要求水準等

### (1) 申込者に提案を求める施設・機能、提案等（要求水準）

#### ① 地域貢献策

申込者の独自の提案や、以下の事例等を参考に、取り組みを行う地域貢献策を示すこと

- イ 防災機能の設置
- ロ 休日等における駐車場開放機能
- ハ 地元雇用
- ニ 工場または研究所の見学機能

### (2) 本施設の設計等に関する配慮

#### ① 環境対策の取組み

- イ 低炭素への配慮の取組みをすること
- ロ 省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギー等の検討をすること

#### ② 景観への配慮

- イ 画地周辺の住環境に配慮した建築物（デザイン、高さ、外構）とすること

#### ③ 周辺環境対策

- イ 騒音・振動・臭気の発生が予想される施設については、周辺建物に影響を与えない提案をすること

※騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、埼玉県生活環境保全条例、吉川市環境保全条例、吉川市騒音及び振動の規制基準等を定める規則等をご確認ください。

#### ④ 火災・災害対策

- イ 火災対策、防火設備等の具体的な対策をすること
- ロ 災害に対する施設の検討をすること

#### ⑤ 歩行者・車両の動線等

- イ 歩行者の安全性を確保する計画とすること
- ロ 車両の交通動線を考慮し、周辺交通環境への配慮をすること
- ハ 駐車場の適正規模（台数）について、検討をすること

## 7. 申込者の資格

申込者は、次に掲げる全ての条件を備えている法人とします。なお、複数の法人で申込み場合も、各申込者が全ての条件を備える必要があります。

- ① 土地引渡しの日から3年以内に「5. 募集施設内容及び利用制限、6. 設計に関する要求水準等」及び各種関係法令等に適合した建物の建設に着手すること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第86号）による特別清算を行っていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 吉川市暴力団排除活動推進条例第2条（1）、（2）の規定に該当していないこと。
- ⑤ 不法な行為を行い、若しくは行うおそれのある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で申込者として市が適当でないと認める者でないこと。

## 8. 申込方法

### （1）募集要項配布期間

令和8年6月1日（月）から令和8年8月28日（金）まで  
午前9時から午後4時30分まで（土・日・祝日は除く。）

### （2）申込受付期間及び方法

令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）まで  
午前9時から午後4時30分まで

※ 直接持参又は郵送（書留）によるものとする。

なお、郵送の場合は、事前に市へ連絡するものとし、申込受付期間の消印有効とします。

### （3）申込受付場所・問い合わせ先

吉川市 都市計画部 吉川美南駅周辺地域整備課

住 所：〒342 - 8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

電 話：048 - 982 - 9425

E-mail：minami-seibi2@city.yoshikawa.saitama.jp

担 当：木村・片野・小林

#### (4) 募集要項等に関する質問

本募集要項等に関する質問は、質問書（様式8）に必要事項を記入のうえ、電子メールで上記（3）まで送信してください。（持参、郵便、ファクシミリでの提出、電話による質問は受付いたしません。）

期間：令和8年7月23日（木）、24日（金）

#### (5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、市の公式ホームページに掲載します。ただし、回答にあたっては、質問書提出者の名称は記載しません。

回答日：令和8年7月31日（金）

回答の内容及びその他の内容修正等は、本募集要項の追加・訂正として取り扱います。

#### (6) 申込後の辞退

申込書提出後に辞退する場合は、速やかに、申込辞退届（様式9）を提出してください。なお、申込書類等は返却しません。

## 9. 申込みに必要な書類

申込みに際しては、次の（1）～（4）に記載する書類を作成してください。

（1）、（2）の書類はA4サイズのファイルに綴じ提出してください。（3）の事業企画提案書はA4サイズのファイル又はファイルボックスに入れて提出してください。

なお、（4）価格提示書は書類提出時に併せて提出してください。

また、申込み書類等の作成に係る一切の費用については、申込者の負担とします。

※ 共同申込みの場合、下記（1）、（2）の書類等はすべての申込者が提出してください。ただし、「⑤ 資金の確保が確認できる書類」については、代表幹事会社が提出してください。

#### (1) 申込書（正・副各1部、副本はコピー可）

申込書（様式1-1又は1-2）に必要事項を記入し、押印（印鑑登録されている印鑑）してください。

#### (2) 申込添付書類（正・副各1部、副本はコピー可）

- ① 会社定款
- ② 法人登記簿又は商業登記簿謄本（申込時から3ヶ月以内のもの）
- ③ 代表者の資格証明書及び印鑑証明書（申込時から3ヶ月以内のもの）
- ④ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（直近期）
- ⑤ 資金の確保が確認できる書類（最低売買価格を確保できることを示す資料

として、金融機関の融資証明書、預金残高証明書、所有する不動産の評価証明書等)

- ⑥ 営業報告書、会社案内書等
- ⑦ 有価証券報告書（上場会社のみ）
- ⑧ 最近期の法人税の納税証明書（申込時から3ヶ月以内のもの）
- ⑨ 誓約書（暴力団排除に関する事項、会社更生法等対象者でない誓約等）

**（様式2）**

- ⑩ 事業スケジュール **（様式6）**

※ 以下、a、bのいずれかの資料を提出することにより、申込添付書類⑤の省略が可能です。

- a 申込者がプライム市場・スタンダード市場・グロース市場及びプレミアム市場・メイン市場・ネクスト市場の上場会社であることを示す資料（証券コード等。ただし、申込時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）
- b 申込者がプライム市場・プレミアム市場の上場企業の連結対象50%を超える出資子会社であることを示す資料（親会社の証券コード及び出資比率のわかる資料等。ただし、その親会社が申込時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）

**（3）事業企画提案書の提出（15部）**

- ① 計画概要書 **（様式3）（様式4）**

当地区のまちづくりコンセプト、本募集要項を十分理解し、別に定める審査基準書と照らし合わせながら具体的な計画を説明してください。**（様式3）**

また、審査基準書の「2 審査基準（2）事業企画提案の評価項目」の各項目について、項目別に対応方針等を説明してください。**（様式4）**

- ② 設計概要書 **（様式5）**

図面等の縮尺は任意としますが、サイズは最大A3版横使いとしてください。

イ 建物等のリスト

建設する建物毎に概要を記載してください（構造、階数、建築面積、延床面積、建物の最高高さ、建ぺい率、容積率）。

ロ 配置計画図（カラーも可）

建物の配置、緩衝緑地帯、緑地、広場、通路、駐車場、植栽、擁壁等の位置について示してください。

ハ 平面計画図（カラーも可）

各階の平面計画図について示してください。なお、工場または研究所の見学機能を提案する場合は動線等についても示してください。

二 立面計画図（カラーも可）

4方向からの建物の立面について示してください。

ホ 交通計画

駐車場の動線、出入口の配置計画、適正規模（台数）、搬入出経路等について示してください。なお、駐車場については、吉川市まちづくり整備基準条例施行規則に基づき、建築物の延べ床面積300㎡あたり1台以上を確保してください。

#### （4）価格提示書

価格提示書（様式7）に必要事項を記入、実印にて押印し、長形3号封筒に「吉川美南駅東口周辺地区 第4回産業ゾーン 画地番号□ 価格提示書」と記載し封入、封かん、封印してください。（複数画地に申込みする場合には、画地毎に作成。）

なお、封筒裏面には申込者名（法人名）を記載してください。

## 10. 優先交渉権者の決定及び申込書類の審査

### （1）評価方法

申込みをいただいた申込書類、事業企画提案書、価格提示書について総合的に評価したうえで決定いたします。

### （2）事業企画提案に関する審査の実施

本募集の審査は、市職員で構成する「吉川美南駅東口周辺地区事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

審査は申込者から提出していただいた申込書類等について、資格、資力、事業企画提案書、価格審査について書類審査を行ない、優先交渉権者を決定します。

### （3）優先交渉権者の決定

審査は、画地毎に優先交渉権者、第2順位交渉権者及び第3順位交渉権者を選定します。なお、選定の結果、優先交渉権者等について、該当なしとする場合があります。

第2順位交渉権者の地位は、優先交渉権者が土地売買契約（以下「売買契約」という。）を締結するまでの間有効とし、契約締結に至らなかった場合、第2順位交渉権者が優先交渉権者となります。

第3順位交渉権者の地位は、優先交渉権者または第2順位交渉権者が売買契約を締結するまでの間有効とし、契約締結に至らなかった場合、第3順位交渉権者が優先交渉権者となります。

### （4）審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年9月頃に、申込者（代表者）に書面により通知します。

また、審査の結果は市ホームページにおいて第3順位までの優先交渉権者名を公表します。なお、審査の内容、結果に対する問合せ及び異議等については、一切応じません。

#### (5) 申込書類の帰属

事業企画提案書等の知的財産（知的財産基本法第2条に規定する知的財産をいう。）に係る著作権については各申込者に帰属します。

優先交渉権者の申込書類については、市が必要と認める場合に、申込者と協議のうえ、これを無償で使用できるものとします。

#### (6) 優先交渉権者の辞退について

優先交渉権者が辞退をする場合には、申込辞退届（様式9）により辞退をしていただきます。

また、優先交渉権者が辞退をした場合は、第2順位交渉権者に地位が移行し、第2順位交渉権者が辞退した場合は、第3順位交渉権者に地位が移行します。

## 11. 基本協定の締結等

### (1) 基本協定の締結

市は、選定委員会での審査結果を踏まえ、優先交渉権者と「吉川美南駅東口周辺地区 産業ゾーン企業立地に向けた基本協定書」（以下「協定」という。）を締結します。優先交渉権者が審査結果通知後2ヶ月以内に協定を締結しない場合は、辞退したものとみなし、第2順位交渉権者を優先交渉権者とします。また、第2順位交渉権者も協定を締結しない場合は、同様に辞退したものとみなし、第3順位交渉権者を優先交渉権者とします。

### (2) 基本協定保証金の支払い等

優先交渉権者は、協定の締結にあたり、売買契約を担保するため、保留地の売買代金の20パーセント相当額を基本協定保証金として納付していただきます。なお、1万円未満の端数が出た場合は、切捨てるものとします。

### (3) 有効期間

協定の有効期間は、本協定の締結日を始期とし、契約締結日から10年後を終期とします。

### (4) 解約金

優先交渉権者が、市の定める期日までに売買契約を締結しない場合、市は、協定を解除することがあります。なお、市が協定を解除した場合は、基本協定保証金は解約金として返金いたしません。

## 12. 土地売買の条件

### (1) 基盤整備事業の一部が未完了により生じる損失の受忍

優先交渉権者は、市が施行する基盤整備事業の一部が未完了であるときは、これにより生じる損失を受忍するものとします。

#### (2) 建設工事着手可能な時期

売買代金受領後、速やかに土地の引渡しを実施いたします。

#### (3) 建設義務等

- ① 優先交渉権者は、土地の引渡しの日から3年以内に、申込時に提出した設計概要書に基づき、施設等の建設に着手したのち、継続して営業してください。なお、施設等の建設に関し、第三者から苦情、異議の申立て損害賠償請求等があったときは、優先交渉権者の責任と負担においてこれを解決するものとしてください。
- ② 優先交渉権者は、土地に設計概要書に記載されたもの（これに附属する建築物を含む。）以外の建物を建設しないものとします。
- ③ 優先交渉権者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に準拠して施設等を建設しなければならないものとします。

#### (4) 施設建設計画

優先交渉権者は、施設等を建設するにあたっては、各関係機関との協議終了後、施設の建設計画図（以下「建設計画図」という。）を「8.申込方法（3）申込受付場所・問い合わせ先」に記載の場所に提出し、本募集要項に違反しない施設か確認を受けてください。

また、建設計画図の提出後、その内容を変更しようとするときも同様とします。なお、申込時の選定委員会における審査は、関係法令等に係る適否について具体的に判断する行政機関等と確認のうえ審査したものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

#### (5) 用途外使用の禁止

優先交渉権者は、申込時の用途・業種以外に土地を使用することは原則としてできません。

#### (6) 契約不適合責任

契約の内容に適合しないものがあつた場合、土地引渡しの日から1年間に限り、市はその責務を負うものとします。

#### (7) 土地の引渡し時期について

保留地の引渡し時期については、市が指定する日で売買代金受領後速やかに実施することを予定しています。

### 13. 土地売買契約

#### (1) 土地売買代金

売買代金は、優先交渉権者が提出した価格提示書の金額に、保留地の面積を

乗じた額となります。また、土地引渡しによる境界杭の設置に伴い、売買面積に変更が生じ売買代金が変わる場合があります。

## (2) 土地売買契約の締結

優先交渉権者は、市が定める期日までに売買契約が締結出来ない場合、優先交渉権者としての資格を失うことがあります。

# 14. 保留地

## (1) 収入印紙

売買契約に必要となる収入印紙は、優先交渉権者の負担となります。

## (2) 土地売買代金の支払い

優先交渉権者は、売買契約と同時に保留地に対する売買代金の20%相当額を支払うものとし、なお、「11.基本協定の締結等(2)基本協定保証金の支払い等」に定める基本協定保証金は、この売買代金の一部に充当します。

残金については、売買契約締結後に、市が発行する納入通知書により支払うものとし、

## (3) 土地の引渡し

土地の引渡しは、使用収益開始日以降、優先交渉権者が売買代金残金の支払いを完了し、市が指定する日に、現状有姿による引渡しとなります。優先交渉権者は引渡しを受けた日以降に、土地を使用し、又は収益することができるものとします。

## (4) 所有権の移転登記

土地の所有権は、優先交渉権者が売買代金を完納し、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく換地処分公告があった日の翌日に移転するものとし、

所有権移転登記に要する費用(登録免許税及び登記費用)は、優先交渉権者が負担するものとし、

## (5) 契約解除

土地の引渡しから10年間に優先交渉権者が本募集要項及び売買契約に違反したとき、市は催告せず、売買契約を解除することができます。この場合、優先交渉権者は、売買代金の20パーセント相当の違約金と市が定める土地使用料相当額を支払うこととし、

## (6) 公租公課

土地に賦課される固定資産税・都市計画税は、優先交渉権者への土地の引渡しの翌年度から課税されます。

## (7) 市の承諾を要する事項

優先交渉権者は、土地の引渡しから10年間は、「12.土地売買の条件(4)

施設建設計画」に定める建設計画図の内容及び用途の変更、土地の全部又は一部について所有権を移転しようとするときは、事前に市の承諾を得てください。

#### (8) 市への通知義務

優先交渉権者は、下記①～⑤に掲げる事由が生じた場合は、直ちに、その旨を市に通知してください。

- ① 合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転、その他会社の組織に大きな変更をもたらす行為があったとき又は解散若しくは営業を停止若しくは廃止したとき。
- ② 名称若しくは代表者又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき。
- ③ 滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は再生手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てを受けたとき。
- ④ 特別清算開始の申し立てがあったとき。
- ⑤ 企業担保権実行手続の開始、破産又は更正手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

### 15. 事業上の留意点

#### (1) 関係機関との協議

関係法令、条例等の適用については、優先交渉権者自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守してください。なお、申込時の選定委員会の審査は、関係法令等に係る適否について具体的に判断する行政機関等と確認のうえ審査したものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

また、事業系ゴミの処理、画地内の消防水利（防火水槽等）については、関係機関と協議し、指導に従ってください。

#### (2) 宅地の地盤

当地区は造成工事に伴い、載荷盛土（プレロード）工法による圧密沈下促進の対策を実施しておりますが、引渡し後も地表面で沈下等の変化が生じる場合があります。

なお、ボーリングデータについては閲覧できますので市へ問合せください。

#### (3) 建設工事等

- ① 地盤強度（支持力）は位置により異なりますので、優先交渉権者は建築物の基礎工事にあたっては、優先交渉権者の責任（負担）において、地盤等を十分調査した上で必要に応じて補強などの適切な措置を講じてください。

なお、当画地は、盛土材として建設発生土を用いているため、碎石・転石等が混入している場合がありますが、現状での引渡しとなります。

- ② 画地の地盤高は、引渡し時の造成高とし、原則として変更しないでください

い。やむを得ず変更の必要が生じる場合は、市及び関係機関との協議の上、優先交渉権者の責任（負担）により施工してください。また、優先交渉権者の工事により発生する建設発生土（泥土含む）については、全て優先交渉権者の責任（負担）において関係法令に基づき適正に処理してください。

- ③ 建設工事に際し、道路上でのコンクリートの混練又は歩道上への車の乗り入れ等の行為は、道路を破損させる原因となります。また、残ったコンクリートを直接街渠柵や排水管等に洗い流す等の行為は、排水側溝や管渠を閉塞させる原因となります。このような行為により道路等の公共施設を破損又は閉塞させた場合は、優先交渉権者の責任（負担）で補修していただきます。
- ④ 電柱・支線・電線類については、民地内に設置する事となります。建柱計画図は、閲覧できますので市へ問い合わせください。また、人孔、植栽帯及び道路標識等の位置については、今後関係機関と協議を行っていくため未定です。
- ⑤ 看板等を設置する場合には、「埼玉県屋外広告物条例」に従って設置するほか、屋外照明等の使用等に当たっては、周辺への環境に配慮してください。
- ⑥ 画地内の法面は、その時点での現状有姿での引渡しになります。必要に応じて、優先交渉権者の責任及び負担により法面保護対策や排水対策を講じてください。
- ⑦ 画地の引渡しにあたっては、造成工事に伴い、以下のものが地表又は地中に設置された状態となる事を想定していますので、あらかじめご了承願います。
  - ・圧密沈下の促進、観測のための沈下板
  - ・集排水のための素掘側溝（取付管含む。）、板柵柵、排水暗渠管（有孔塩ビ管）（取付柵・管含む。）
- ⑧ 当画地は地中埋設物の調査を行っており、支障のあるガラ等については撤去を行っております。調査結果については、閲覧が可能ですので市へ問い合わせください。なお、引渡し後に地中埋設物等が出てきた場合は、市と協議を行ってください。また、併せて土地の地歴についても閲覧可能です。
- ⑨ 画地内への車両の出入については、出入口の設置場所によって制限される場合があります。設置にあたっては、関係機関と協議し指導に従ってください。  
また、募集要項 第4回産業ゾーン 図面集「3. 道路平面図」をご確認ください。
- ⑩ 令和7年7月1日から、埼玉県内全域が宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域に指定されました。一定規模以上の盛土等を行う場合は許可が必要となりますので、越谷環境管理事務所にご確認ください。

#### （4）供給処理施設等

- ① 当画地には供給処理施設の引込みがございません。なお、供給処理施設の新設・改修・移設等については、市及び各管理者等と事前に十分協議し、優先交

渉権者の責任（負担）において施工してください。

- ② 水道加入者負担金については、優先交渉権者のご負担となりますので、関係機関にご確認ください。
- ③ 電気、ガスについては、今後関係機関と協議を行い設置について決定していきます。
- ④ 地下水については、埼玉県生活環境保全条例による、採水制限の対象地域となっています。採取する場合は、届出等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

#### **（５）近隣住民等への対応**

- ① 優先交渉権者が行う建設工事等の近隣住民等への周知、説明対応等については、優先交渉権者において誠意をもって行い、紛争等が生じた場合も責任をもって対応してください。
- ② 建設工事等に伴う騒音、振動、ほこり等の工事公害及び施設を建設したことに起因する電波障害、風害、悪臭、日影等の周辺への影響については、優先交渉権者の責任（負担）において対策を講じてください。

#### **（６）土壌汚染等**

- ① 令和8年5月24日時点において、当画地は土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条に規定する要措置区域又は第11条に規定する形質変更時要届出区域に指定されておりません。
- ② 土壌汚染対策法の規定に基づき、土地の掘削その他土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、埼玉県知事に届け出なければなりません。
- ③ 当画地において、市は土壌汚染状況調査を実施しておりません。
- ④ 優先交渉権者は、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査を命ぜられることがあります。

#### **（７）土壌調査費用等の負担**

土壌汚染対策法に基づき優先交渉権者が実施する土壌汚染状況調査、その他優先交渉権者が任意に実施する調査に要する費用は、優先交渉権者の負担となります。

#### **（８）地中障害物の有無等**

地中障害物の有無を確認するため契約締結後に優先交渉権者が試掘調査等を実施する場合、その調査に要する費用は、優先交渉権者の負担となります。

#### **（９）土地利用計画等**

現在の土地利用計画は、越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業事業計画（第4回変更）（令和6年11月27日決定）時点のものであります。

**(10) 地区内の保留地及び民有地における建築物等について**

当地区は、土地区画整理事業の施行区域であるため、地区内には相当数の民有地が点在しています。周辺の保留地及び民有地には、法令の許す範囲内において建築等行為が行われます。

**(11) その他**

- ① 都市計画道路等への出入口の設置については、道路管理者及び警察等の関係者と協議の上、その指導に従ってください。
- ② 市では地域コミュニティの形成のため、自治会、商工会への加入と参加をお願いしています。地域の人々がつながる地域社会の実現にご協力ください。

## 16. 参考

項目	内容	保留地	
基本協定	締結者	吉川市	
	保証金の支払い	保留地代金の20%相当額（※1）	
土地売買契約	契約者	吉川市	
	締結時期	令和8年11月頃	
	支払時期	契約時	引渡し時
	支払金額	20%	残金
	収入印紙	優先交渉権者の負担	
所有権移転登記	時期	換地処分公告に伴う 区画整理登記後	
	登録免許税	優先交渉権者の負担	
	登記費用	優先交渉権者の負担	
土地の引渡し		使用収益開始時	

※基本協定保証金は、土地売買契約時の売買代金の一部に充当します。

# 17. 位置図

吉川美南駅東口周辺地区事業者募集要項位置図（産業ゾーン）

